

### 太陽光発電所について

#### ●形態による分類

- ①自家消費～すべて自家消費するが九電側に逆流防止のため逆電力防止回路必要
- ②余剰売電～事業所で使用して余った部分を自所の変電設備を通じて九電に売電
- ③全量売電～専用の受変電設備ですべて九電側に売電

#### ●容量による分類

- ①50kw未満～自家用電気工作物とみなさないが自家用の付帯設備ならば自家用設備
  - ②50kw以上2000kw未満～自家用電気工作物で外部委託できる範囲（当協会でも対応可）
  - ③2000kw以上～専任の電気主任技術者が必要となります。
- ※設備容量はパ 初の発電容量及びパワーコンディショナーどちらかの少ない値で決まります。

#### ●必要な手続き

〈電力会社への手続き〉

- ①系統連系の協議、系統連系の申込み、電力受給契約などを行います。  
連系の条件によっては九電側配電線強化工事金が請求される場合があります。
- ②電力会社によって名称は異なりますが、次のような書類が必要です。
  - (イ)太陽光発電設備設置申込みに関する書類
  - (ロ)太陽光発電設備の詳細に関する書類
  - (ハ)連絡体制に関する書類
  - (ニ)電力受給契約に関する書類



〈所轄官庁への手続き〉

- ①太陽光発電システムの出力規模、系統連系の区分によっては、経済産業局に工事計画や保安規定の届出、主任技術者の専任申請などが必要になる場合があります。

#### ●設備フロー

